

宇都宮市エコスラグ販売に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市（以下「市」という。）が管理するクリーンパーク茂原で製造された熔融スラグ（以下「エコスラグ」という。）の販売について、必要な事項を定めることを目的とする。

(品質基準等)

第2条 エコスラグの品質基準等については、「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」で別に定める。

(販売先)

第3条 エコスラグを販売する相手先は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市が定める「再生材の利用基準」に基づき、アスファルト混合物の細骨材として有効利用する者
- (2) その他、エコスラグ利用の用途等が適正であり、エコスラグの有効利用が図られると市が認めた者

(購入申込)

第4条 購入希望者は、エコスラグ購入申込書（様式1）により申し込むものとする。

- 2 前条第2号に該当する者は、エコスラグ購入申込書（様式1）に市が要求する書類を添えて申し込むものとする。

(販売単価)

第5条 エコスラグの販売単価は、10キログラム当たり0.5円とする。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(費用負担)

第6条 引渡しに要する運搬費用は、購入者の負担とする。

(引渡し)

第7条 エコスラグの引渡しはクリーンパーク茂原での現地引渡しとし、運搬車両荷台への積み込みはクリーンパーク茂原が行う。

(計量)

第8条 引渡しを行うエコスラグの計量は、クリーンパーク茂原に備えられた計量機により、搬出時に市の指示した方法により行うものとし、10キログラム単位で行う。

(数量及び購入代金の確定)

- 第9条 エコスラグの引渡し数量は、計量伝票により双方で確認し確定することとする。
- 2 購入代金は、前項で確定された数量に単価（第5条の販売単価）を乗じた金額に対し、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。
 - 3 前項の購入代金は、1円単位まで有効とし、1円未満は切り捨てるものとする。

(購入代金の納付)

- 第10条 購入者は、購入代金を次の各号のいずれかの方法で支払わなければならない。
- (1) エコスラグ引渡し時における現金払い
 - (2) 市が発行する納入通知書による市が指定する金融機関への納付

(免責)

- 第11条 市がエコスラグの販売の制限又は停止したことにより、購入者又は第3者に損害が生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文抄

附則

この要綱は、平成21年 5月 7日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から適用する。